

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
横倉義武

令和元年度特定保険医療材料価格調査について

今般、標記調査の実施につきまして、厚生労働省医政局長より本会宛てに協力依頼がありました。

本調査は、健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の改正の基礎資料を得ることを目的として実施されるものであります。

調査対象施設に対しては、厚生労働省の委託業者（下記参照。以下同じ。）より直接調査票が送付されることとなりますが、本調査は強制するものではありませんので、各医療機関のご判断でご協力いただければ結構でございます。

なお、調査対象となった各会員から都道府県医師会等に照会がありましたら、これらの調査結果は、中医協における次回診療報酬改定の検討の際、医療現場の実態を把握するための重要なデータとなります点にご理解いただき、ご対応いただけましたら幸いです。

調査内容につきましては、購入サイドからは病院約 1,050（抽出率 1/8）、一般診療所（歯科診療所を除く。）約 640（抽出率 1/160）等が調査客体として抽出され、令和元年 5 月から同年 9 月取引分の特定保険医療材料（ただし、ダイアライザー、フィルム、歯科材料及び調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料については令和元年 9 月取引分のみ）を対象として実施されるものであります。

客体医療機関に対しましては、厚生労働省の委託業者を通じて、添付資料 2～7 が送付され、回答に際しては添付資料 5 の CD-ROM を利用の上、CD-R またはオンラインによる回答のほか、手書きによる回答も可能とされております。なお、添付資料 5 の CD-ROM を使用できる環境にない場合には、製本版の特定保険医療材料コード表（医科用）を希望する旨、厚生労働省の委託業者の担当者に申し出ていただくこととなっております。

調査票は令和元年 10 月 25 日（金）までに厚生労働省の委託業者の担当者あてに提出いただくこととなっておりますが、客体医療機関におきまして、本調査に関して不明な点や疑義が生じた場合には、厚生労働省の委託業者に問い合わせさせていただきますようご連絡ください。（ただし、添付資料 5 の CD-ROM の操作方法につきましては、添付資料 4 の 9 ページに記載されている「富士テレコム株式会社 価格調査ヘルプデスク」に問い合わせいただくこととなっております。）

## 記

「令和元年度特定保険医療材料価格調査」に関する  
厚生労働省の委託業者（配布・回収業者）

株式会社日本リサーチセンター  
「厚生労働省 特定保険医療材料価格調査事務局」  
TEL : 0120-959-130  
FAX : 03-5638-9156  
E-Mail: zairyokakaku2019@nrc.co.jp  
営業時間 : <午前> 9:00~12:00  
<午後> 13:00~17:00 (平日)

価格調査用 CD-ROM の操作方法についての照会先

富士テレコム株式会社 価格調査ヘルプデスク  
TEL : 070-1742-4104  
FAX : 03-3265-5279  
E-Mail: kakakuchousa@ml.fujitelem.com.co.jp  
サポートサイト : <http://www.kakakuchousa.info/>  
サポートサイトの閲覧用 ID・パスワード:  
≪ID≫ kakaku ≪パスワード≫ #asuohc@2019  
営業時間 : <午前> 10:00~12:00  
<午後> 13:00~16:00 (平日)

(添付資料)

1. 令和元年度特定保険医療材料価格調査の実施について  
(令和元年.8.30 医政発 0830 第 6 号 厚生労働省医政局長)
2. 令和元年度特定保険医療材料価格調査の実施について (医療機関依頼文書)  
(令和元年.9.13 事務連絡 厚生労働省医政局経済課)
3. 特定保険医療材料価格調査  
「令和元年度特定保険医療材料価格調査」留意事項  
医療機関等用調査票・第 I  
医療機関等用調査票・第 II
4. 令和元年度 特定保険医療材料価格調査 回答要領
5. 令和元年度特定保険医療材料 価格調査用 CD-ROM  
(CD-ROM の中には以下のデータが格納されております。)
  - (1) 価格調査用プログラム
  - (2) PDF 版特定保険医療材料コード表  
(医科用上・下巻、歯科用、保険薬局用)
  - (3) HTML 版特定保険医療材料コード表
  - (4) 変換テーブル
  - (5) 令和元年度特定保険医療材料価格調査 回答要領
  - (6) 令和元年度特定保険医療材料価格調査 卸売販売業者名簿
6. 回答用 CD-R
7. オンライン報告用チラシ



医政発 0830 第 6 号

令和元年 8 月 30 日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



令和元年度特定保険医療材料価格調査の実施について

日頃から医療機器行政の推進に御協力を賜り、感謝申し上げます。

標記につきましては、別紙要領により実施することといたしましたので、御協力下さいますよう、よろしくお願いいたします。

(別紙)

## 令和元年度特定保険医療材料価格調査実施要領

### 1 調査目的

健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「特定保険医療材料（材料価格基準に記載されている再生医療等正貨を含む。）及びその材料価格（材料価格基準）」の改正の基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査対象品目

令和元年5月から同年9月取引分の特定保険医療材料（ただし、ダイアライザー、フィルム、歯科材料及び調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料等については、令和元年9月取引分のみを対象）

### 3 調査項目

調査対象品目の価格、数量等

### 4 提出期限

令和元年10月25日（金）までに厚生労働省から委託を受けた事業者へ提出する。（令和元年9月中旬までに調査票等を配布予定）。

### 5 調査客体

#### (1) 販売サイド

病院、一般診療所、歯科診療所、歯科技工所及び保険薬局に対して直接特定保険医療材料等を販売する医療機器販売業者の全数を対象及び客体とする。

ただし、特定保険医療材料等の取引が帳簿上だけであり、販売業者としての実態がなく、主として、特定の医療機関等とのみ取引している販売業者は対象としない。

(調査客体数 約 6, 000 客体)

#### (2) 購入サイド

① 病院及び一般診療所（歯科診療所を除く。以下同じ。）の全数を対象とし、以下のように抽出された病院及び一般診療所を客体とする。

ア 病院の全数から、層化無作為抽出法により8分の1の抽出率で抽出された病院を客体とする。

(調査客体数 約 1, 050 客体)

イ 一般診療所の全数から、層化無作為抽出法により160分の1の抽出率で抽出された一般診療所を客体とする。

(調査客体数 約 640 客体)

② 歯科診療所の全数から、層化無作為抽出法により 120 分の 1 の抽出率で抽出された歯科診療所を客体とする。

(調査客体数 約 580 客体)

③ 歯科技工所の全数から、層化無作為抽出法により 40 分の 1 の抽出率で抽出された歯科技工所を客体とする。

(調査客体数 約 100 客体)

④ 保険薬局の全数から、層化無作為抽出方法により 60 分の 1 の抽出率で抽出された保険薬局を客体とする。

(調査客体数 約 1,000 客体)

## 6 調査の実施方法

調査は、次の手順で実施するものとする。

- ア 厚生労働省の委託業者が調査客体へ調査票等を配布する。
- イ 調査客体が調査票等に必要事項を記入する。
- ウ 厚生労働省の委託業者が調査客体から調査票等を回収する。
- エ 厚生労働省が調査票等を集計する。